

令和元年度

教育委員会定例会（3月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和2年3月25日(水) 10時00分から10時33分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教育次長兼教育部長	開 康成	教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育成課長兼主任	阪本 武郎	生涯学習推進課上席主幹(生涯学習推進担当)兼主任	村上 始
教育部次長兼学校教育課長	上井 大介	公民館長兼主任	神本 かおり
教育総務課長	板谷 ひと美	図書館長兼主任兼田原図書館主任	田中 学
生涯学習推進課長	安田 美有希	学校給食センター所長	林 雅弘
		教育総務課	井上 裕可

4 議事録作成者 教育総務課 井上 裕可

5 付議案件

議題 第9号	四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議題 第10号	民法改正に伴う四條畷市成人式の在り方について
議題 第11号	四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館の臨時開館について
議題 第12号	四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について
報告 第4号	四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
報告 第5号	四條畷市立なわてふれあい教室条例の一部を改正する条例の可決について
報告 第6号	市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正について

植田教育長

皆様、おはようございます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、いろいろな対策を講じております。

本日もこの会議、なるべく迅速、速やかに終了することを一つのねらいとしながらも、入念なご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから3月の教育委員会定例会を開催します。

四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、佃委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第9号、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

ではまず、事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第9号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

この度、教育委員会事務局で役割及び事務分掌を見直したことに伴い、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

内容は新旧対照表で説明させていただきます。

先ず、改正の1点めは、第3条第1号の教育次長を削り、第2項として事務局に教育次長を置くことができるに改めております。

2点めが、第6条 部および課の事務分掌のうち、教育総務課の項、第7号の次に教育行政相談に関するものを加えております。

続いて、学校教育課の項のうち、第7号の表記を改め、また、教育センターの項について、第1号を教育相談に関するもの、第2号を適応指導教室に関するもの、第3号を学校支援に関するものへと内容を改めております。

また、生涯学習推進課の項のうち、第7号から第9号にあった、北谷公園及び四條畷総合公園の使用許可、使用料、減免、還付、契約に関する項目を削除しております。

これは、後に報告する市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正を受け行うものでございます。

以上が改正の内容であり、施行日は令和2年4月1日となります。

ご審議よろしく申し上げます。

植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>事務局の役割分担の変更ということで、1点、教育総務課のなかの第8号に、「教育行政相談に関すること」という部分が追加されてるかと思えますけれども、従前、教育行政相談というのは、教育総務課ではなく、どこか担っていた部署があるのでしょうか。</p>
板谷教育総務課長	<p>教育行政相談につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条に、「教育行政に関する相談に係る事務を行う職員を指定する」という条項がございます。従来から教育総務課で担っていた内容にはなりますが、事務分掌のなかで明確に位置付けるための改正をさせていただきました。</p>
植田教育長	<p>その他、質疑ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第9号、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議はないようですので、議案第9号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第10号 民法改正に伴う四條畷市成人式の在り方についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任	<p>議案第10号 民法改正に伴う四條畷市成人式の在り方につきまして、提案理由を申し上げます。</p> <p>民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が、18歳に引き下げられることに伴い、令和4年度以降の成人式の在り方について教育委員会としての方針を定めたく、本案を提案いたしました。</p> <p>資料1をご覧ください。</p>

(阪本教育部次長
兼青少年育成課長
兼主任)

令和元年11月12日(火)青少年指導員協議会理事会におきまして、意見を伺いました。

当指導員は各地区選出の合計55名で組織し、青少年の健全育成の観点から、本市の成人式の運営に、全面的にご協力をいただいている組織でございます。

理事会メンバーの意見は、現状と同じく20歳が良いとするもので、理由は記載のとおりでございます。

次に、資料2から4をご説明申し上げます。

改正民法が施行される時に18歳を迎える、現中学3学年生徒をアンケートの対象とし、その抽出は各学校長に一任いたしました。

3校の内容を要約すると、成人式には参加したい、年齢は20歳が多数でございます。

20歳賛成の意見としては、受験、大人の自覚、飲酒等は20歳で解禁されること、また、同窓会的な要素が意見として記載されておりました。

一方、18歳賛成派としましては、参加者全員がお酒を飲めない年齢だから、むしろその方が公平である、新しい日本の形というものがおりました。

続き、資料5、今年度の成人式を企画、運営した実行委員会にも伺ったところ、同様に20歳、総合的な自覚、ふしめ、という表現が聞かれました。

最後、大阪府内の状況でございます。

令和2年1月の時点では、4市1町が20歳の実施を決定しております。

北河内では枚方市でございます。

その他、多くの市町村は検討中とのことです。

これらをもとに、本日ご議論をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

また、追加説明ですが、本日、近隣の北河内に確認しましたところ、寝屋川市、交野市が事務局では20歳対象で決まっております、今後、教育委員会に諮る予定であること、残りの枚方市を除く3市については、まだ公表できるレベルまでの議論に達していないという状況です。

ご審議よろしく申し上げます。

植田教育長

ありがとうございます。

それでは、ここで質疑をお願いいたします。

佃委員

先ほどこのアンケートに関して、実施の仕方については、校長先生に一任されたということですが、すごく数が少ないと思われました。

<p>(佃委員)</p> <p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>もっとたくさんの中学生の意見が聞けなかったかなと思ったのですが、この数でもアンケートを取ったと認識されたということでしょうか。</p> <p>3中学校の校長とご相談させてもらうなか、全中学校の3学年全生徒という考えもありましたが、受験を控えた時期ということ等に鑑み、人数については学校長に任せてというご提案のもと、お願いいたしました。</p>
<p>佃委員</p>	<p>そのようななかでも、大変しっかりとした意見、お酒のことや、それから自分たちが新しい時代などといった、なかなか興味深い意見がたくさんあったかと思います。</p> <p>また、青少年指導員の人たちもおっしゃったように、その時の受験の問題であるとか、そういうことも考えると、今までどおりというのが私は順当なのではないかなと思います。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>私も、20歳というのは適切でいいかなと思います</p> <p>というのは、小学校で、例えば10歳の時のふしめということで、2分の1成人式というものをやっています。</p> <p>そうすると、2倍ということで20歳。</p> <p>10、20というのは数字的にきりもいいですし、喫煙や飲酒に関しても従来どおり20歳からということになりますので、いろいろな意味で考えて20歳がベターじゃないかなと思います。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>私も従来から考えていますとおり、18歳よりも20歳での実施の方がいいと思っています。</p> <p>こちらのアンケートの理由のなかと、ほぼ同じ意見を私も持っていますし、やりたくない、わからないという意見のなかには、何歳でもいいという意見もあって、それは本人の成人の年齢というところはいろいろあると思うので、そういう意見もあるんだなと思います。</p> <p>法律上においても、飲酒、それからその他のことに関しても、やはり20歳というのが制限になっているものも多くありますし、一つの区切りとして、20歳が成人式を行うに値する年齢ではないかなと考えます。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>私もほぼ同意見です。</p> <p>本来、民法改正して成年年齢を下げたということは、資料1にもありますように、選挙権の問題が大きかったのだろうなと思います。</p> <p>若い年齢の人に、国の大事な決定などに関する意識を高めたいというねらいもあったのではないかと考えていますので、そのような意味で、他の部分については、すべて据え置かれていますので、20歳で成人式を行うのがいいと思います。</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>それと1点質問ですが、18歳で民法上ではいわゆる成人になるのに、成人式が20歳で開催になりますので、名称について何かアンケートを実施するなど、青少年指導員協議会などでは、意見が出ていたのでしょうか。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>先に、1月の時点の集計のなかで決められた市の情報によりますと、20歳のつどいというような表現を使っておられるところがございます。 名称につきましては、今後引き続き、他市の動向も含めまして、ご意見伺える機会をいただければと考えています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他いかがでしょうか。 (「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。 議案第10号 民法改正に伴う四條畷市成人式の在り方について、原案をとおり可決することに異議はございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第10号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>これに付随しまして、広報や周知に関し、いつから、また、どのような方法でやるのがいいかというご意見をいただければと思います。 事務局としましては、できるだけ早い段階で、市の方針として公表していきたいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、周知の方法について、アイデアがございましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>従来どおり、ホームページ、それから市長のツイッターなども、1つの方法だと思います。 それから、その他広報、各地域の回覧が一番早いのではないかなと考えています。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>当然だと思いますけれども、中学生にアンケートをとっていますので、当然、その結果として中学生には返していかねばならないと思います。 それと、現在、成人式の実行委員会はまだ成立しませんね。 今後成立すると思いますので、自分の年齢とは関係ないとはいえ、市の方</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>針として、今後、そのような形で進んでいくということも、アナウンスして いただけたらありがたいと思います</p>
<p>吉田委員</p>	<p>今の現中学校3学年生徒は、対象として周知していくことになるかと思 いますが、その前後の学年の保護者も、どうなるのかなと思っておられると思 いますので、その辺り、今の中学校3年生だけでなく2年生などにも周知し てもよいのではないかと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その成人式等に出席する対象者以外への周知という点では、いかがでござ いましょうか。</p> <p>広く関わる方という観点で見たときに周知する方法も必要ですね。</p>
<p>佃委員</p>	<p>基本的には広報に掲載されたらよいのではないかと思います。</p> <p>あと市長のツイッターは、とても早く周知できると聞いております。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日いただいたご意見を基に、関係各所と検討してまいります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移りたいと思います。</p>
<p>神本公民館長兼主 任</p>	<p>追加議案といたしまして、議案第11号 四條畷市市民総合センター及び 四條畷市立公民館の臨時開館についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本公民館長兼主 任</p>	<p>議案第11号といたしまして、四條畷市市民総合センター及び四條畷市立 公民館の臨時開館について、四條畷市市民総合センター条例第3条第2項及 び第4条第2項、四條畷市立公民館条例第4条第2項及び第5条第2項の規 定により議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市市制施行50周年記念事業の実施に あたり、四條畷市長から四條畷市市民総合センター及び市立公民館の臨時開 館の申請があったことから本案を提案いたしました。</p> <p>開館する日程は、月末休館日である6月30日(火)午後6時から7月1 日(水)午前2時頃までとなります。</p>
<p>神本公民館長兼主 任</p>	<p>別紙をご覧ください。</p> <p>申請内容でございますが、市では、現在、2020年に50周年を迎える にあたり、様々な取組みを進めており、先日、なわチャン!大使ネットワー クという団体から市に対し、「ギネス記録に挑戦&50周年カウントダウンイ</p>

<p>(神本公民館長兼主任)</p>	<p>ベント」への協力申請があり、協力事業の承認がなされました。</p> <p>これに伴い、市民総合センター及び市立公民館を開催場所とするため、臨時開館の申請がございました。</p> <p>参考にイベント概要を紹介しますと、「みんなでギネス世界記録に挑戦！&市制施行50周年を祝うカウントダウン生配信」として四條畷市の50歳の誕生日の瞬間を全世界に発信するものです。</p> <p>6月30日の午後6時から開始し、ギネスは、動画で、一つの対象物を手渡しする人の最長リレーで挑戦します。</p> <p>7月1日の午前0時にカウントダウンを行い、同時に市制施行50周年のお祝いを行うというものです。</p> <p>なお、利用団体がなわちゃん大使ネットワークのため、臨時開館にあたりましては、市から2点の補完事項が提示されております。</p> <p>1点めは、市は、イベント主催者に対して、本事業により今後の施設使用に支障が生じることがないように必要な対策を求め、適宜、指導、助言を行う。</p> <p>2点めは、イベント当日には市職員を派遣するなど事業実施に協力するとしております。</p> <p>以上のことから、市民総合センター及び市立公民館の休館日及び夜間の開館について、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>少しわからない部分があるのですが、今午後6時から午前2時までと言われましたが、その時間にしなければならない必要性といますか、必然性というのはどこにあるのでしょうか。</p> <p>その説明をお願いします。</p>
<p>神本公民館長兼主任</p>	<p>確認しておりますのは、市政施行50周年にあたる7月1日の午前0時に、カウントダウンを行うということが、大切であるというふうに聞いております。</p> <p>また、夕方6時から0時までの間にギネスを達成し、その瞬間をお祝いするというところでございます。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>一つ質問ですが、このような夜間の時間外使用について、過去の事例は私の記憶ではなかったと思うのですが、その辺りについてお聞きしたいと思います。</p>

神本公民館長兼主任	市民総合センターにつきましては、夜間の利用というのは、資料で調べた限りはないものでございます。
佃委員	市民の参加ということで、もちろん小中学生、子どもの参加も見込まれると思うのですが、午前2時という時間は、青少年の健全育成条例等もありますので、子どもたちがどうすれば楽しめるのか等も含めて、発信していただけたらなと思いました。
神本公民館長兼主任	資料の6ページに、青少年の時間帯というのを別に定めておられるようで、子ども関連につきましては、18時台19時台が該当し、20時までにはギネスに挑戦という形で聞いております。
植田教育長	<p>前例なく、深夜の臨時開館ということでございますので、慎重なるご審議をいただければと思いますが、ご意見等、よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りしたいと思います。</p> <p>議案第11号 四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館の臨時開館について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>続いて追加議案といたしまして、議案第12号、四條畷市教育長の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
板谷教育総務課長	<p>議案第12号 四條畷市教育長の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>この度、教育委員会事務局で役割の見直しを行ったことに伴い、四條畷市教育長の職務代理人に関する規則の一部を改正する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。</p>

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>内容は新旧対照表で説明させていただきます。 改正箇所は、第3条第1項の職務代理者が自ら教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合の職務の委任者を教育次長から教育部長へと改めております。 改正点は以上であり、施行日は令和2年4月1日となります。 ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、質疑ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。 議案第12号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので議案第12号については、原案とおり可決することに決しました。 次に、報告案件に移ります。</p> <p>報告第4号 四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>報告第4号 四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、四條畷市教育委員会公印規程の一部を改正しましたので、報告させていただきます。 内容は新旧対照表で説明させていただきますので、ご覧ください。 令和2年3月31日をもって四條畷東小学校が廃校することに伴い、別表第1及び第2において、四條畷東小学校に関連する公印を削除しました。 施行日は令和2年4月1日となります。 報告は以上となります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第5号 四條畷市立なわてふれあい教室条例の一部を改正する条例の可決についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容を説明願います。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>報告第5号 四條畷市立なわてふれあい教室条例の一部を改正する条例の可決についてでございます。</p> <p>令和2年2月市議会定例議会に上程いたしました「四條畷市立なわてふれあい教室条例の一部を改正する条例」については、全会一致で可決いただいたことを報告いたします。</p> <p>条例の内容につきましては省略させていただきます。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件にきまして、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第6号、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>報告第6号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正について、ご報告いたします。</p> <p>令和2年4月1日から、総合公園の運営管理を、公費によらず、民間企業にお任せする方法に変更することから、これまで、教育委員会で補助執行をしておりました総合公園に関する事務について、市長部局にございます、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則から削除となります。</p> <p>また、令和2年4月1日から北谷公園の管理運営は都市整備部が行うこととなりますので、同様に北谷公園に関する事務の補助執行も削除となります。</p> <p>具体的に削除となる項目としましては、北谷公園及び四條畷市総合公園の有</p>

(安田生涯学習推進課長)	料施設の使用許可に関する事、使用料の徴収、減免及び還付に関する事、最後に委託に係る契約に関する事、以上3点が削除となります。
	報告は以上です。
植田教育長	ありがとうございます。
	本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いいたします。
	(「なし」の声)
植田教育長	それでは、その他案件に移ります。
	事務局はじめ、何かありましたらお願いいたします。
木村教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長	<p>四條畷東小学校の廃校に伴いまして、新たな通学路に対する安全対策のことについてご報告申し上げます。</p> <p>こちらで確認いたしましたところ、防犯灯、防犯カメラ、新たな旧四條畷南中学校北側の横断歩道、路面表示、看板設置、グリーンベルト等、ご要望いただいたことにつきましては、すべて工事が完了いたしました。</p> <p>ただ、臨時休業中ということで、登下校の練習が不十分な状況がありますので、4月に入りましてから改めて、子どもたちの安全確保に最大限配慮のうえ、対策を講じていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
植田教育長	ありがとうございます。
	ただいまの件につきまして、確認質問等ありましたらお願いいたします。
	(「なし」の声)
植田教育長	その他案件、事務局からありましたら、特にございませつか。
	(「なし」の声)
植田教育長	それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。
	これをもちまして定例会を閉会いたします。
	どうもお疲れ様でございます。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月25日

四 條 畷 市 教 育 長

植田 篤司

四條畷市教育委員会教育委員

佃 千春